

市庁舎中層棟 1、2 号揚水ポンプ更新修繕に係る質疑回答書

令和 8 年 7 月 1 5 日
吹田市総務部総務室

標記の業務に係る質疑に対し、以下のとおり回答します。

Q 1 : 処分について産業廃棄物処理（マニフェスト提出）が必要でしょうか。

A 1 : 標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）記載のとおり、必要です。なお、処分費用も本修繕に含むものとします。

Q 2 : ポンプの吐き出し、吸込みのフレキとポンプ間の既設配管は流用可能でしたら流用することによろしいでしょうか。

A 2 : 仕様書記載のとおり更新範囲としておりますので、更新ください。

Q 3 : 公告の 7 入札参加資格の（2）の、（物品等各種契約）登録業者であることより、役務案件でよろしいでしょうか？（左記により配置技術者の配置は無しとさせていただきます。ご承認をお願い致します。）

A 3 : お見込のとおりです。

以上